

# 弁理士法施行規則の一部を改正する省令について

平成 20 年 9 月  
特許庁秘書課弁理士室

## 1. 改正の必要性

弁理士法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 91 号。以下「改正法」という。）の一部及び弁理士法施行令の一部を改正する政令（平成 20 年政令第 246 号。以下「改正令」という。）の施行に伴い、並びに改正法を受けて行われた工業所有権審議会試験制度部会試験制度検討小委員会における検討に基づいて、弁理士法施行規則（平成 12 年通商産業省令第 411 号。以下「規則」という。）の一部改正を行う必要がある。

## 2. 改正の概要

### (1) 弁理士試験科目について（規則第 6 条）

工業所有権審議会試験制度部会試験制度検討小委員会での議論に基づき、弁理士法施行規則の一部を改正する省令（平成 20 年経済産業省令第 14 号）により弁理士試験の論文式試験における選択科目の表が改正されたところである（別紙参照）。これにより、現在の「共通問題」と「選択問題」の 2 階層を合わせて 1 階層化し、受験者はその中から 1 つの問題を選択し解答することとなった。この改正にあわせ、現在「選択問題」に関する分野において論文を作成して学位を取得した者に対して認められる選択科目試験の免除を、より範囲の広い「科目」に関する分野において論文を作成して学位を取得した者に対して認めることとする。

論文式試験の選択科目試験の免除を、大学院修了者等に加え専門職大学院の修了者に対しても一定の要件のもとに拡大する。これは、大学院修了者と同様に専門職大学院の修了者にも論文を求めるものである。具体的には、専門職大学院が修了要件として定める一定の単位を修得することのほかに、別途、専門職大学院が修了要件として定める論文の審査に合格することを要件とする。

### (2) 弁理士登録前の実務修習について（規則第 21 条の 2 ~ 第 21 条の 24）

改正法により、弁理士登録前の実務修習制度が導入されたことに伴い、実務修習を実施する上で必要な事項について規定する。

具体的には、実務修習の内容、方法、修得すべき単位数（表 1 参照）、実務経験等がある者に対する一部免除（表 2 参照）及び受講手続等について規定する。

【表 1】実務修習の課程及び単位数（第 21 条の 2、第 21 条の 3 関係）（1 単位 = 30 分）

課 程	単位数
一 弁理士法及び弁理士の職業倫理	16 単位
二 特許及び実用新案に関する理論及び実務	57 単位

三 意匠に関する理論及び実務	24 単位
四 商標に関する理論及び実務	30 単位
五 工業所有権に関する条約その他の弁理士の業務に関する理論及び実務	17 単位

【表 2】実務修習の一部免除（第 21 条の 4 関係）

一部免除の対象者	一部免除の内容（専ら従事した事務等の内容に応じた課程の免除）
一 所属する法人の工業所有権出願書類の作成事務に専ら 3 年以上従事した者	表 1 の二～四の <u>いずれか 1 つ</u> の課程
二 工業所有権出願書類作成の補助業務に専ら 5 年以上従事した者	同 上
三 審判・審査の事務に 5 年以上従事した者	同 上
四 弁護士となる資格を有する者	表 1 の二～五の <u>すべての</u> 課程
五 審判官・審査官として審判・審査の事務に 7 年以上従事した者	表 1 の二～四の <u>いずれか 1 つ</u> の課程

また、実務修習事務は大臣が指定する者に行わせることができることから、指定に係る手続、指定修習機関が実務修習事務を行うことに伴う各種手続について規定するとともに、改正令の施行に伴い、実務修習事務に係る手数料の認可に係る算出方法について規定する。

### （ 3 ）その他

改正令の施行により、弁理士法施行令（平成 12 年政令第 384 号）第 2 条の次に 2 条を追加することに伴い、同令第 3 条以下が 2 条ずつ繰り下がることによる条ずれ等の所要の整備を行う。

### （ 4 ）経過措置について（附則第 2 条）

論文式試験における選択科目が変更されたことに伴い、旧科目において免除された修士又は博士の学位を有する者が、どの新科目を免除されることになるかを規定する。

## 3. 施行期日

本省令の施行期日は改正法の一部施行の日（平成 20 年 10 月 1 日）とする。ただし、弁理士試験科目に関する改正（規則第 6 条及び附則第 2 条）については、平成 21 年 1 月 1 日とする。

選択科目の改正

